



平和の尊さを 次世代へ

市では、戦争の悲惨さ、平和の尊さを訴えるため、平和に関する資料展を行います。展示を通して、当時の惨状を痛感し、あらためて平和について考える時として、一人でも多くの方にご覧いただけますと幸いです。学生やお勤め帰りの方、ご家族をはじめとする多くの市民の皆さんのお越しをお待ちしています。

☎総務課庶務担当 ☎042・470・7714

2024
東久留米市平和事業

「平和に関する資料展」を開催します

すみだ郷土文化資料館よりお借りした「東京大空襲の絵」を展示します。かつて空襲を体験された方が、当時の記憶をもとに自ら描いた東京大空襲の絵です。

また、市の郷土資料室が所蔵する資料「東久留米市内の戦争の痕跡」の展示も行います。今私たちが住んでいる東京・東久留米市で、80年近く前に起こった戦争を知る機会となればと思います。

日時 8月1日(木)午前9時～午後7時
2日(金)午前9時～午後5時

会場 市民プラザホール(市役所1階)



「兄を見失った場所－大島電車通り(すみだ郷土文化資料館所蔵)」

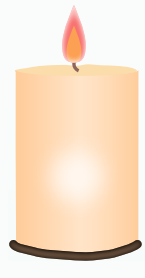
戦没者・原爆死没者の追悼と 世界恒久平和祈念の黙とうを

8月6日と9日は広島市と長崎市の原爆被災の日、8月15日は「戦没者を追悼し平和を祈念する日」です。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、世界の恒久平和を祈念し、市民の皆さんにはそれぞれの家庭や職場などで、黙とうにご協力をお願いいたします。

また、各日、市では哀悼の意を表するため、市役所本庁舎で半旗を掲揚いたします。

◆黙とうの時間

- 8月6日(火)(広島市原爆被災の日)
午前8時15分から1分間
- 8月9日(金)(長崎市原爆被災の日)
午前11時2分から1分間
- 8月15日(木)(戦没者を追悼し平和を祈念する日)
正午から1分間



台風や大雨に備えましょう

毎年、台風や集中豪雨は日本各地に甚大な被害をもたらしています。台風や大雨が来る前に正しい知識や対策を身につけ、風水害に備えましょう。
☎東久留米消防署防災安全係 ☎042・471・0119

◆台風や大雨の事前対策

- 窓や雨戸はしっかりと鍵をかけ、必要に応じて補強する
- 風で飛ばされそうな物は飛ばないように固定するか、家の中へ格納する
- 水を確保する(断水に備えて飲料水を確保するほか、浴槽に水を張るなどして生活用水を確保する)
- ハザードマップなどで避難場所を確認しておく
- 非常用品を確認しておく



◆いざという時のために

■東京マイ・タイムライン

災害発生時にとるべき行動などを整理した表をご家庭で作成できるものです。冊子は消防署や市防災防犯課(市役所2階)で配布しており、東京都防災☎でも入手できます。避難に必要な知識も得られますので、ぜひご活用ください。



東京都防災☎



■ハザードマップ

水害が想定されるエリアや避難所などを表示した地図のことで、市区町村ごとに作成しており、市役所または市☎などで入手できます。



市☎
(ハザードマップなど)

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(非課税化・均等割のみ課税化世帯給付分)・

定額減税補足給付金(調整給付)の支給について

市重点支援給付金コールセンター
☎042・470・7863(土曜・日曜日・祝日
を除く午前8時半～午後5時15分)

市では、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(非課税化・均等割のみ課税化世帯給付分)」・「定額減税補足給付金(調整給付)」を支給します。現在、支給に向けた準備をしています。支給要件や支給までのスケジュールなどについては市で随時更新するほか、広報8月1日号でお知らせする予定ですので、今しばらくお待ちください。



市(非課税・均等割のみ課税化世帯給付分)



市(定額減税補足給付金(調整給付))

①電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(非課税化・均等割のみ課税化世帯給付分)

6年度に新たに住民税非課税または均等割のみ課税となった世帯

支給額 1世帯当たり10万円

子育て世帯については、対象児童1人当たり5万円を加算

※次のいずれかに該当する給付の支給を受けている場合は対象外です。

- 5年度非課税世帯の追加給付分(7万円給付金(ただし、家計急変世帯を除く))
- 5年度均等割のみ課税世帯給付分(10万円給付金)
- 他市区町村の(1)または(2)と同趣旨の給付金

②定額減税補足給付金(調整給付)

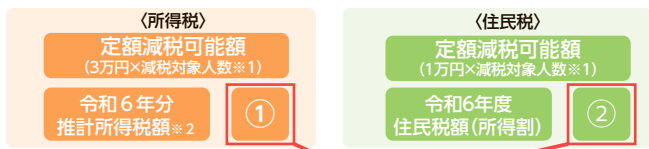
6年度住民税が東久留米市で課税されており、定額減税しきれないと見込まれる方

※5年中の合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者が対象です。

支給額

定額減税しきれないと見込まれる額…①+②の合計額(1万円単位で切り上げる)

- ①所得税の定額減税可能額-令和6年分推計所得税額※2 (①<0の場合は0)
②住民税の定額減税可能額-令和6年度住民税額(所得割) (②<0の場合は0)



- ※1 減税対象人数=納税者本人+控除対象配偶者+扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む)の人数
なお、「控除対象配偶者」「扶養親族」について、国外居住者は対象外です。
※2 令和5年所得等を基にした推計額

調整給付支給額の計算例

(例) 本人が妻と子ども2人を扶養している場合

本人の6年分推計所得税額は7万3千円(Ⅰ)、6年度住民税額(所得割)は2万5千円(Ⅱ)

○定額減税可能額

・所得税分: 3万×(本人+扶養親族数3人)=12万円…(Ⅲ)

・住民税(所得割)分: 1万×(本人+扶養親族3人)=4万円…(Ⅳ)

①所得税分支給額

12万円(Ⅲ)ー7万3千円(Ⅰ)=4万7千円

②住民税分支給額

4万円(Ⅳ)ー2万5千円(Ⅱ)=1万5千円

合計支給額 ※1万円単位で切り上げ

4万7千円+1万5千円=6万2千円⇒7万円(支給額)



夏季の節電、省エネルギーにご協力ください

省エネは我慢や無理をするのではなく、賢く効率的にエネルギーを使うことです。家計にも地球にも優しい暮らしを心がけましょう。ご自身のできる範囲での節電、省エネへのご協力をお願いいたします。

市では、家庭でのエネルギーの消費量・光熱費の見える化のため、「環境家計簿」や「家庭の省エネチャレンジシート(2024夏)」を公開しています。

今年の夏、お子さんと一緒にぜひ取り組んでください。

環境政策課☎042・470・7753



市(環境家計簿)

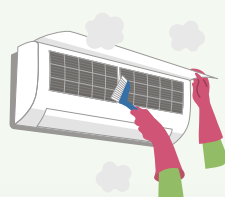


市(省エネチャレンジシート)

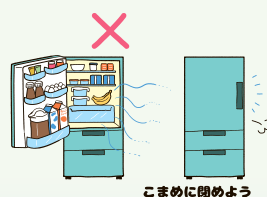
「家庭の省エネハンドブック」では、さまざまな省エネ対策を紹介しています。

家庭の節電メニュー例

エアコンのフィルターをこまめに掃除する(月2回程度)。



冷蔵庫を開けている時間を短くする



「家庭の省エネハンドブック2024」
(東京都発行表紙)



「フル・ネット」
東京

さて、今号1面でも平和事業について取り上げていますが、来年は戦後80年という節目を迎えます。そこで、東久留米市では先の戦争にまつわる体験談を募集しています。私を含めて、戦争を体験していない世代が、平和の大切さを改めて認識するため、そして、当時の惨禍を記録し次世代に受け継いでいくために、今回このような企画を立ち上げました。市内に限らず広く体験談を募集しています。東久留米市内におきましても少なからず被害が報告されており、不発弾の処理等の記録も残っております。また、市民アンケートでも、平和に対する市民の方々の関心は高いという調査結果も出ています。実際に戦争を体験された方々が少なくなってきた今、ぜひ皆様の貴重な声をお聞かせください。中には、当時を思い出したくないという方もいらっしゃるかもしれませんが、次世代に伝えていく大切な機会との思いもご理解いただきまして、ご協力いただければ幸いです。

詳しくは、広報6月1日号6面、または市ホームページをご参照いただくか、市総務課までお問い合わせください。よろしくお願ひ申し上げます。



令和6年第2回定例会は、国による電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(住民税非課税化等世帯)や定額減税等、本年秋冬からの新型コロナウィルスワクチン定期接種に向けた助成金の経費を含む補正予算など、

市長提出の全15議案についてお認めいただきました。

市議会最終日には、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して指定収集袋(燃やせるごみ用10リットル×20枚)を全戸配布する予算も全会一致で可決していただきました。これは、物価高騰に直面する各家庭へ支援を行うことを目的としつつ、年末年始の生活ごみ・資源物の収集・回収を官公庁の暦通りとする(12月28日、翌年1月5日まで収集・回収は行いません)予定であることから、年末に向け早期のごみの片付けについてご協力をお願いするものとなっています。指定収集袋については、事業者選定等、速やかに必要な作業を行い、10月中旬頃から順次、各戸へご配布できるようにしてまいります。



7月31日(水)納期限

納期内納付にご協力ください
図納税課 ☎042・470・7729

固定資産税・都市計画税 **第2期**

国民健康保険税 **第1期**

後期高齢者医療保険料 **第1期**

介護保険料 **第1期**

後期高齢者医療制度
減額認定証と限度額
認定証の更新

現在お持ちの限度額適用

・標準負担額減額認定証
(減額認定証)と限度額適用
認定証(限度額認定証)の有
効期限は、7月31日(水)です。
8月1日(木)以降も引き続き
対象となる方には、いずれ
も7月末までに新しい認定
証(有効期限7年7月31日
まで)を送付します。現在
お使いの認定証は、8月1
日(木)以降、個人情報に留意
の上、ご自身で破棄してく
ださい。

これらの認定証を医療機
関の窓口へ提示すると、保
険適用の医療費の自己負担
限度額が減額されます。減
額認定証については、入院
時の食費も減額されます。
◎引き続き交付対象となる
方

▼減額認定証Ⅱ後期高齢者
医療制度の1割負担の被保
険者で、世帯全員の6年度
の住民税(市・都民税)が非
課税となる方▼限度額認定

証Ⅱ後期高齢者医療制度の
3割負担の被保険者で、世
帯全員の6年度の住民税
(市・都民税)課税所得が6
90万円未満の方

また、対象者で現在未発
行の方は、申請によりその
月の初日から有効の認定証
が発行できます。希望する
方は、被保険者証・マイナ
ナンバー確認書類・本人確認
書類(運転免許証など)を持
参し、保険年金課高齢者医
療係(市役所1階)へ申請し
てください。代理の方が申
請する場合は、別途確認書
類が必要になりますので、
同係までお問い合わせくだ
さい。

なお、6年12月2日から
マイナンバーカードと保険
証が一体化され、同日から
減額認定証および限度額認
定証の新規交付は終了とな
ります。6年12月1日まで
に交付されたものは、住所
や適用区分などに変更がな
ければ、記載されている有
効期限まで(7年7月31日
まで)使うことができます。

◎長期入院該当の認定

住民税非課税世帯の方で、
過去12力月の入院日数が90
日を超える場合には、入院
時の食費がさらに減額され
る場合があります。別途書
類が必要になりますので、
同係までお問い合わせくだ
さい。

問同係 ☎042・470・78
46

国民健康保険
高額療養費制度

国民健康保険制度では、
1力月に保険医療機関など
でかかった医療費(保険診
療分)が高額となり、ご自

身の月額自己負担限度額を
超えた場合、その超えた額
が高額療養費として払い戻
されます。医療機関から市
への請求に基づき、毎月計
算を行い、該当の方には、

医療機関を受診した日から
約3力月半以降に高額療養
費支給のお知らせと申請書
を郵送します。

申必要事項を記入した申請
書・被保険者証・世帯主お
よび対象者のマイナンバー
確認書類(マイナンバーカ
ードなど)・領収書(医療費
の支払い確認用)を持参し
て、保険年金課国民健康保
険係(市役所1階)で申請し
てください。一度申請書で
申請した方はそれ以降の手
続きを省略し、市から自動
的に振り込むことができます。
希望する場合は、申請
時にお伝えください

◎急な病気で病院にかか
たときは

出先で急に具合が悪くな
るなど、やむを得ない事情
で保険医療機関の窓口にて被
保険者証を提示せず医療を
受けた時や、医師の指示で
コルセットなどの治療用装
具を作った時は、世帯主か
らの申請によって、後から
保険給付の払い戻しが受け
られます。詳細は同係へお
問い合わせください。

問同係 ☎042・470・77
33



国民健康保険
限度額適用認定証等
について

「限度額適用認定証を保
険医療機関に提示すると、
高額な保険診療における支
払いが自己負担限度額まで
になります。また、非課税
世帯で「限度額適用・標準
負担額減額認定証」をお持ち
の方は入院時の食事代が
減額されます。

◎マイナンバーカードの限
度額適用認定証としての
利用

医療機関等を受診する際
に、保険証として利用登録
したマイナンバーカードを
提示することで、限度額適
用認定証等がなくても、自
己負担限度額までになりま
す。ただし、非課税世帯の
方で、長期入院に該当する
場合(直近12力月間の入院
日数が90日を超える場合)
は申請が必要です。

限度額認定証等が必要な
方は、被保険者証・マイナ
ンバー確認書類(マイナ
ンバーカードなど)・本人確
認書類(運転免許証など)・
保険期間のわかる領収書等
を持参の上、保険年金課国
保年金資格係へ申請してく
ださい(郵送での手続きも
可)。

※これらの「認定証」は、
前年の収入状況によって変
更が生じることから、毎年
8月1日を基準に限度額を
判定しています。現在お持
ちの認定証の有効期限は7
月31日(水)です。

※申請月の初日から認定
を受けることができます。
継続して認定証を必要とす
る方は8月30日(金)までに手



(4面へ続く)



ファミリー・サポート
・センター会員募集

ファミリー・サポート・
センターは、お子さんを預
けたい人、協力したい人か
らなる有償の相互援助活動
です。利用したい人、協力
したい人ともに、まずは事
業説明会にご参加ください。
日8月6日
(火)午前10時
〜11時
場わくわく
健康プラザ
2階社協会議室
定先着10人(事前予約制)
(持事前送付資料、入会希望
者(保護者)の顔写真、本人
確認書類(健康保険証、運
転免許証など)
他登録後、会員同士の顔合
わせ、サポート会員は講習
会(7年6月予定)の受講が
必要



市社協

8月の無料相談

相談内容(定員)	相談日	時間	相談員	予約開始日時	場所	問い合わせ先		
法律相談(各日8人)	7日(水)	午前10時から	弁護士	7月25日(木)	市役所2階 相談室	各予約開始日の午前8時半から電話で生活文化課 ☎042・470・7738		
	14日(水)			8月15日(木)				
	21日(水)			7月23日(火)				
	28日(水)			7月23日(火)				
不動産・相続・会社の登記等相談(5人)	7日(水)	午後1時から	司法書士	7月23日(火)		市役所2階 相談室	各予約開始日の午前8時半から電話で生活文化課 ☎042・470・7738	
表示登記・土地の境界等登記相談(4人)		午前10時から	土地家屋調査士	7月23日(火)				
相続・遺言・成年後見等手続き相談(5人)	14日(水)	午後1時から	行政書士	8月8日(木)		市役所2階 相談室	各予約開始日の午前8時半から電話で生活文化課 ☎042・470・7738	
税務相談(5人)	21日(水)	午後1時半から	税理士	8月13日(火)				
人権・身の上相談(4人)			人権擁護委員	8月15日(木)				
不動産取引相談(5人)	1日(木)	午後1時から	宅地建物取引士	7月25日(木)				
交通事故相談(5人)	28日(水)	午前10時から	弁護士	8月22日(木)				
年金・労災・雇用・保険・人事管理等相談(4人)			社会保険労務士					
女性の悩みごと相談(各日4人)	5日(月)	午前10時半～午後4時半	女性カウンセラー	7月24日(水)	市商工会館			各予約開始日の午前9時から電話で男女平等推進センター ☎042・472・0061
	8日(木)			8月7日(水)				
	19日(月)			7月19日(金)				
	26日(月)			7月19日(金)				
女性弁護士による法律相談(4人)	2日(金)	午前9時半～午後0時半	女性弁護士	7月19日(金)		市商工会館	市商工会 ☎042・471・7577	
経営相談	平日	午前10時半～午後4時半	市商工会経営指導員	前日まで予約可				

相談内容	相談日	時間	相談員	場所	問い合わせ先
耐震相談	9日(金)	午後2時～4時	東久留米建築設計協会会員	市役所1階 内ひろば	施設建設課 ☎042・470・7756
教育相談 ※電話相談も可	火曜～土曜日	午前10時～午後5時 (滝山のみ水曜日は6時まで)	教育相談員	中央相談室 (成美教育文化会館内教育センター)	中央相談室 ☎042・473・3667
	月曜～金曜日	滝山相談室 (西部地域センター内)		滝山相談室 ☎042・475・8909	
母子・父子相談	開庁日	午前8時半～午後5時	母子・父子自立支援員	市役所2階 児童青少年課	児童青少年課 ☎042・470・7736
知的障害者相談	8月は実施しません(次回は9月11日(水)実施予定)				障害福祉課 ☎042・470・7747 FAX042・475・8181
心身障害者(児)相談	平日	午前9時～午後5時	さいわい福祉センター支援員	さいわい福祉センター	さいわい福祉センター ☎042・477・2711
職業相談	開庁日		ハローワーク三鷹職員	市役所2階 ワークコーナー	直接会場で
住宅増改築相談	8月は実施しません(次回は9月12日(木)実施予定)				産業政策課 ☎042・470・7743
消費者相談	平日	午前10時～正午、午後1時～4時	消費生活相談員	市役所2階 生活文化課	市消費者センター ☎042・473・4505
行政相談	8月は実施しません(次回は9月11日(水)実施予定)				生活文化課 ☎042・470・7738
生活困窮者自立相談	開庁日	午前9時～午後4時	相談支援員	市役所1階 福祉総務課	福祉総務課 ☎042・470・7741

(3面から続く)

かけこみハウス

市では、各中学校地区がかけこみハウス実施委員会(構成員はPTA、学校、自治会、商店会、地区青少年健全育成協議会など)と協力して、こどもが身の危険を感じたときに一時的に避難できる協力家庭などを、「かけこみハウス」として登録しています。

現在、市内全域に約1550件の登録があり、目印として玄関などに黄色いステッカーを表示しています。◎「かけこみハウス」にご協力を

地域の皆さんのご参加・ご協力があったこそ、こどもたちを犯罪の危険から守ることが出来ます。協力家庭の募集は随時行なっていますので、こどもたちを地域で守る「かけこみハウス」へのご理解・ご協力をよろしくお願いします。

児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735

愛のひと声運動
夏の強調期間

「愛のひと声運動」とは、良いことをしている青少年には励ましの言葉を、良くないことや危ないことをしている青少年には注意のひと声をかけるものです。これにより正しい日常生活のルールを啓発し、自己と他人を尊ぶ心を高め、青少年を非行と事故から守ることを目的としています。各中学校地区青少年健全育成協議会をはじめ、関係26団体で実施委員会を組織し、市民ぐるみの運動を行っています。

ます。7月21日～8月31日は夏の強調期間として、各中学校地区単位実行委員会が、街頭パトロールや啓発用ポスターの設置などを行います。この運動は地域の皆さんの参加・協力があることで、成果を上げることが出来ます。身近なところで、青少年への励ましやねがらの言葉、時には注意の言葉など、愛のひと声をお願いします。

児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735



さいわい福祉センター
「就労移行支援事業」
利用者募集

利用期間障害福祉サービスの訓練等給付の支給期間に就労に向けた訓練および支援

原則18歳以上の知的障害のある方で、企業などでの就労を希望し、採用が見込まれる方(訓練等給付の支給決定を受けた方)
定員若干名

さいわい福祉センターへ相談を(障害者総合支援法に基づく手続きが必要)
問同センター ☎042・477・2711(平日午前9時～午後5時)

地域の「つながりづくり」について、一緒に考えませんか?

「東久留米市地域福祉計画(第3次改定)」の計画期間が6年度末をもって終了することから、「東久留米市地域福祉計画(第4次改定)」(以下「本計画」)を新たに策定します。5年度に実施した地域福祉に関する市民アンケート調査では、地域のつながりの必要性を感じている市民が7割を超え、また、福祉関係者に実施した地域福祉に関する調査においても、地域のつながりの必要性や重要性を訴える声が多くありました。こうしたことから、本計画においては、地域のつながりをいかに作っていくかが重要なテーマとなつてきます。地域の「つながりづくり」について、みなで考えていきましょう。ご参加お待ちしています。

お問い合わせてください。◎難病医療費助成制度 国または都が指定した「指定難病」に該当する方の医療費を一部助成する制度です。患者の方の医療費負担の軽減を図るとともに、医療費助成を通じて患者の方の病状や治療状況を把握し、治療研究を推進することを目的としています。

厚生労働大臣が指定した341疾病(指定難病)または都が指定した8疾病に罹患していると認められる方で、次の①・②のいずれかに該当する方
①指定難病に係る病状が厚生労働大臣の定める程度であること
②①に該当しないが、医療費総額が3万3331円を超えた月が、申請月以前の12カ月以内に3カ月以上あった方

◎B型・C型ウイルス肝炎の医療費助成制度 B型・C型ウイルス肝炎でインターフェロン治療等の抗ウイルス治療をされる方へ、治療にかかる医療費の一部または全部を助成する制度です。

市内在住で次のいずれかの治療を要すると診断された方
▼B型・C型肝炎のインターフェロン治療
▼B型肝炎の核酸アナログ製剤治療(経口剤)
▼C型肝炎のインターフェロンフリー治療(経口剤)

難病医療費などの助成制度 申請に必要な書類は障害福祉課(市役所1階)にあります。申請方法など詳細は



難病医療費などの助成制度

申請に必要な書類は障害福祉課(市役所1階)にあります。申請方法など詳細は

支給条件の詳細はお問い合わせください。

◎医療券(人工透析に係る医療費助成)の更新手続きについて 同医療券をお持ちの方で、引き続き医療費助成を希望する場合は、更新手続きが必要です。更新に必要な書類などは都から直接郵送されます。手続きは市障害福祉課が窓口となりますので、早めに手続きをお済ませください。

なお、有効期限を過ぎてしまうと、医療費助成が受けられるのは、改めて手続きした日からになりますので、ご注意ください。

問都保健医療局疾病対策課 ☎03・5320・4004、または市障害福祉課地域支援係 ☎042・470・7774

子ども医療費助成(乳・子・青医療証)
現況届について

市より7月上旬に現況届を発送しましたので、届いた方は提出が必要です。現況届が未提出の場合、10月以降の医療証の交付が受けられなくなります。

現在乳・子・青医療証があり、6年1月2日以降に転入された等で所得状況等が確認できない方

※資格継続の方は、有効期間が10月1日(火)からの医療証を9月下旬に送付します。



義務教育就学児医療費助成(子医療証)
所得制限撤廃に伴う申請受付について

10月より子医療証の所得制限を無くし、市内在住の全ての小・中学生相当の児童が医療費助成の対象となります(既に医療証をお持ちの方は、再申請の必要はありません)。これまで所得超過などにより受給していない方のうち、他の医療証や医療券を持っていない方は、申請いただければ取得できます。

対象者には6月下旬に申請書を送付していますので、お早めに返送してください

児童青少年課助成支援係 ☎042・470・7736



国民健康保険税



口座振替推進キャンペーン

納め忘れがなく便利な口座振替をご利用いただき、納期内納付にご協力をお願いいたします。

当初納税通知書発送時(7月)～12月25日新たに国民健康保険税の口座振替をお申し込みいただいた方の中から抽選で500人に東久留米市産ジャムセットをプレゼントします。令和6年度の国民健康保険税の賦課がある納税義務者、他税目(料)も含めキャンペーン終了時点(12月25日)で滞納がない方、抽選時点で口座振替実績のある方、抽選者の発表は発送をもって代えさせていただきます。不要(自動エントリー) 納税課管理係 ☎042・470・7729または ☎(nozei@city.higashikurume.lg.jp)



表 排水設備工事責任技術者資格認定共通試験申し込み方法		
	オンライン申込	郵送申込
掲出・配布場所	下水道局	7月26日(金)まで施設建設課下水道施設担当窓口⑦(市役所5階)にて配布
受験手数料	6,140円 (受験料6,000円、郵送料140円)	6,224円 (受験料6,000円、郵送料224円)
申込方法	申請サイトで申込	簡易書留により郵送
申込受付期間	7月26日(金)まで	7月26日(金)まで (当日消印有効)

お知らせ

社会保険労務士による無料相談会

7月24日(水)午後1時半～4時

市役所1階屋内ひろば

内年金、社会保険(健康保険、雇用保険、介護保険)、労働問題(賃金未払い、解雇)などの相談

費無料

申直接会場

問生活文化課 ☎042・470・7738

6年度排水設備工事責任技術者資格認定共通試験(案内)

10月6日(日)午前10時～正午

場青山学院大学・青山キャンパス9号館(渋谷区渋谷4-4-25)

申左表の通り

問施設建設課下水道施設担当 ☎042・470・7759

東久留米市農業振興計画策定委員募集

募集の詳細は市HPをご覧ください。

市HP(7月15日(月・祝)公開)

記し、住所・氏名・(ふりがな)・年齢・電話番号・メールアドレス(お持ちの方)を記入の上、郵送(〒203-8555、市役所産業政策課農政係宛)または ☎(san@yoseisaku.city.higashi-kurume.lg.jp) で送信を。

選考結果は9月上旬に通知します。応募書類は返却しません

問産業政策課農政係 ☎042・470・7743

第9期東久留米市介護保険運営協議会委員募集

募集の詳細は市HPをご覧ください。

市HP(7月15日(月・祝)公開)

任期など10月1日～9年9月30日の3年間。協議会の開催を年間4回程度(平日夜間・1時間半程度)

市内の介護保険の適正な運営を確保するための機関です

応募資格市内在住の介護保険被保険者(40歳以上)の方で他の市の付属機関の委員になっていない方

募集人数4人

報酬などの有無有

応募書類住所・氏名・年齢・職業・電話番号、簡単な自己紹介を記載した書類

▼「高齢者がいきいきと暮らせる地域づくりのために必要なこと」をテーマにした1000字程度の作文

※応募書類、作文ともに様式は任意。

応募方法8月9日(金)までに(必着)、応募書類を市HPの

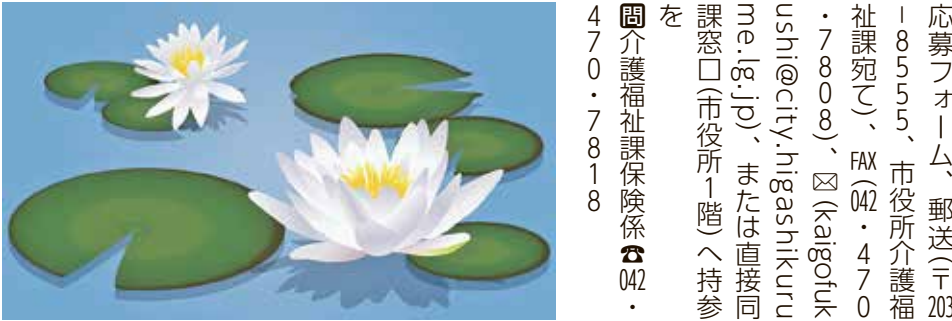
行政情報アプリ「マチイロ」でも「広報ひがしくるめ」をご覧ください

スマートフォンなどで同アプリを取得して「お住まいの地域」で「東京都東久留米市」を登録の上、ご利用ください。

※通信料は利用者の負担になります

問秘書広報課広報係 ☎042・470・7708

マチイロ



生活困窮者自立相談支援事業をご利用ください

問福祉総務課 ☎042・470・7749

生活や仕事探し、家賃の支払いなどでお困りの方、お子さんの学習面で不安がある方が相談できる事業です。ご相談いただく場合には、待ち時間緩和の観点から、可能な限り事前に電話で来庁日などを相談員にお知らせください。

問開庁日の午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)

■自立相談支援

相談の中で生活状況などをお聞きし、課題を整理し、自立に向けた支援内容(プラン)を支援員と一緒に考えます。また、必要に応じて、関係機関への照会または同行支援を行います。

■住居確保給付金の支給

離職などにより収入が減少し、資産状況や求職活動などの要件を満たす方に対し、市から直接、不動産事業者などに家賃相当額(上限あり)を支払います。

※一定の要件を満たす場合は、3カ月ごとに2回まで延長することができます。最長で9カ月間となります。なお、再支給の要件を満たせば、再度申請が可能となる場合があります(原則1人1回限り)。

■子どもの学習支援事業

市内在住の中学生を対象に「経済的事情などにより学習の機会が少なく、学習の不安を相談できる場所がほしい」といった方に対して、学習支援を行っています。

市民伝言板

会員募集

◆メダカの会=毎月4回。火曜・金曜・土曜日午前9時～午後5時他場滝山地区センター(入会金2,000円他他健康麻雀、カラオケ、カントリーダンス。みんなで楽しく。見学しませんか)問竹本 ☎090・5497・7126

◆ウクレレアイランド=毎月2回。第1・第3火曜日午後1時～3時場生涯学習センター他費会費月4,000円他年齢制限なし。様々なジャンルの曲を弾いて楽しんでいます。問湯浅 ☎090・3226・5870

◆アリアンテ ダンスクラブ=毎月毎週土曜日(日曜日の振替、別クラスもあり)午前9時20分～10時10分場スポーツセンター(費会費月4,100円他幼児～小学生大募集！初心者でも大丈夫！HIPHOPダンスを楽しんでいます)問宮澤 ☎090・4741・4422

◆フラダンス・パアケニケニ=毎月毎週木曜日午後6時半～8時場中央町地区センター(費会費月7,000円他他中高齢者、初心者歓迎。無料体験あり。フラを踊ってみませんか)問宮永 ☎090・2241・9375

◆多摩野鳥写真クラブ=毎月1回。第1土曜日午後5時～6時半場生涯学習センター他費会費月1,200円他野鳥写真愛好者で写真技術の向上と野鳥情報交換及び親睦を図る。問高橋 ☎090・3040・5195

催し

◆第29回夕涼み会(夕涼み会実行委員会)=8月3日(土)午後5時～8時場東京学芸大学附属特別支援学校校庭第1グラウンド(費無料他夏だ！祭りだ！出店多数。花火は午後7時半から打ち上げ予定)問堀野 ☎090・9831・5411

◆婚活in東久留米～湧水の街で素敵な出会いを～(東久留米青年会議所)=8月17日(土)午後5時～9時場久米川ボウル(費参加費6,000円(プレイ代懇親会費含む)他20歳～40歳。詳しくは、東久留米青年会議所HPをご覧ください)問工藤 ☎080・6690・9103